

府 食 第 1 7 1 号
平成 2 1 年 2 月 1 9 日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成 2 1 年 2 月 9 日付け厚生労働省発食安第 0 2 0 9 0 1 5 号により貴省から
当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、以下の場合は、同法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号）第 1 食品の部 D 各条の項の穀類、豆類及び野菜の目の 2 穀類及び豆類の成分規格の試験法の「（2）カドミウム試験法」を削除すること。